

職長・安全衛生責任者 能力向上教育

(建設業)

開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL 054-255-1080

FAX 054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

厚生労働省の安全衛生教育等推進要綱が平成28年10月に改正され、安全衛生責任者は職長等と同様に、「能力向上教育に準じた教育」を受けることになりました。

翌29年2月には、「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じたカリキュラム」が定められ、当支部では、職長が安全衛生責任者を兼ねることが多いことから、「**職長・安全衛生責任者 能力向上教育**」を以下により実施します。

記

1. 受講対象者

- (1) 職長・安全衛生責任者教育修了後、概ね5年経過した者（※修了証の写しを添付してください）

なお、旧職長、平成18年3月31日以前のリスクアセスメントを含まない職長・安全衛生責任者の方も受講いただけますが、お持ちの修了証が、今の職長・安全衛生責任者教育修了証と同等にはなることではありませんので、改めて、職長・安全衛生責任者教育を受講し、その後概ね5年経過後に能力向上教育を受講されることをお勧めします。

2. 講習開催日及び会場等

- (1) 日程は、当支部のホームページをご覧ください。

※ 建設業労働災害防止協会静岡県支部（<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>）

- (2) 講習会は、午前8時55分より開催いたしますので、午前8時45分までに集合してください。

3. 教育科目及び時間

1	職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害の防止に関すること	120分
2	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
3	危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
4	グループ演習	130分
		計 340分（5時間40分）

4. 講習会費

受講料 8,350円 テキスト代 950円 昼食代 700円 合計 10,000円（税込）

5. 受講申込手続

- (1) 受講申込書及び受講票に必要事項を記入し、押印のうえ、予約後10日以内に建災防支部に受講料を添えて申し込んでください。
- (2) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。
※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (3) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (4) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (5) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。
- (6) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

6. 受講料の支払

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注-1 名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

注-2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

領収証の発行は振込み明細をもって代えさせていただきます。領収証が必要な場合は現金でお支払ください。

7. 修了証の交付

- (1) 教育終了時に修了証を交付します。
- (2) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了証は交付しません。

8. その他

- (1) 当日は受講票、筆記用具を持参してください。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。